

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度に係る諸規定

目 次

1) 基本規程	P 1
2) 登録規程	P 5
3) 登録基準細則	P 8
4) 登録審査細則	P11
5) 登録認定細則	P14
6) 登録更新審査細則	P16

【公益財団法人沖縄県スポーツ協会定款 第2章抜粋】

第2章 目的及び事業

(目的)

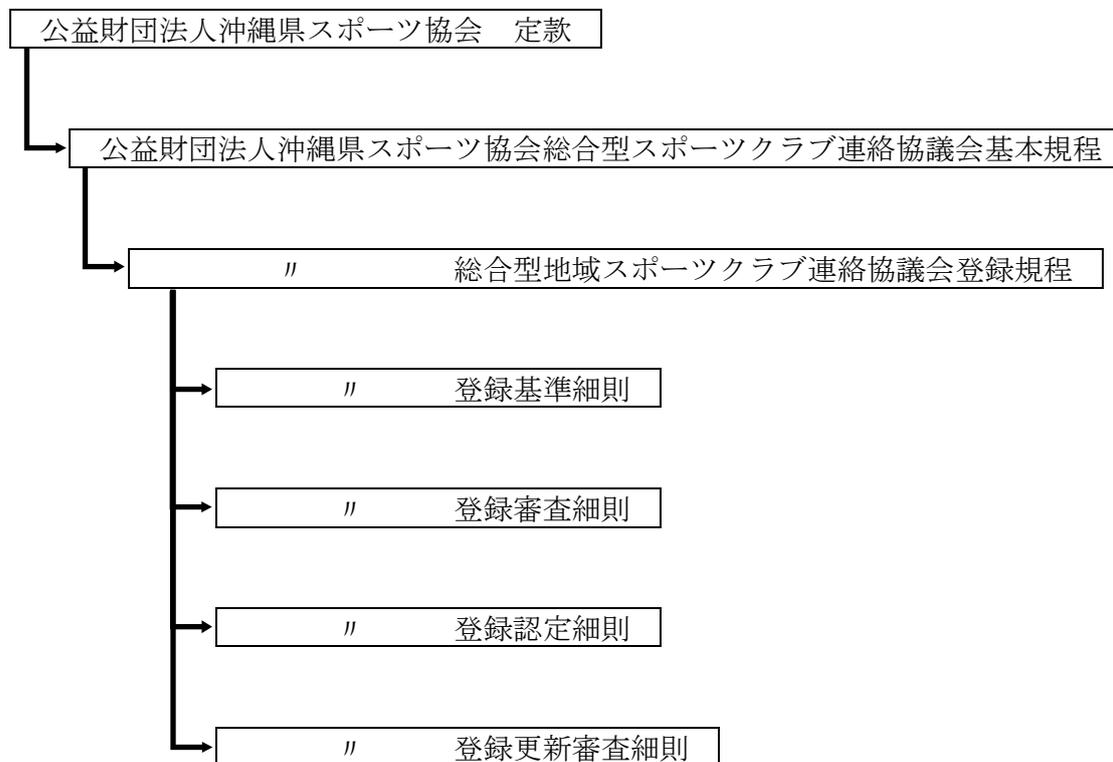
第3条 この法人は、スポーツを振興し、県民の体力の向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発達を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 沖縄県民体育大会等を開催すること
- (2) 競技力の向上を図ること
- (3) 沖縄県を代表する競技者及び役員を、国民体育大会に派遣すること
- (4) スポーツ指導者を育成すること
- (5) スポーツに関する普及啓発を図るため広報を実施すること
- (6) スポーツに関する功労者及び優秀な競技者又は団体の表彰を行うこと
- (7) スポーツ少年団をはじめ、青少年スポーツを育成すること
- (8) スポーツ振興に関する研究調査及び競技者の健康を管理すること
- (9) スポーツ振興の拠点となる施設の管理運営及び賃貸を実施すること
- (10) スポーツコンベンションに関すること。
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度に関わる諸規程の体系図】



1. 基本規程

公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
基本規程

第1条（総則）

公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）は、定款第3条に掲げる目的を達成するため公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）を設置する。

2. 本規程は、県協議会に関する基本原則を定める。
3. 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会を構成するものとする。

第2条（基本理念及び目的）

県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

第3条（組織構成）

県協議会は、前条に定める基本理念や目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。

第4条（事業）

県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流
- (2) 総合型クラブの活動支援
- (3) 総合型クラブの財源確保に対する支援
- (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究
- (6) 総合型クラブの顕彰に関する研究
- (7) 本会加盟団体並びに関係団体等との連携
- (8) そのほか目的達成に必要な事業

第5条（登録）

県協議会への加入は、登録をもって行う。

2. 登録に関しては、別に定める。

第6条（種類及び定数）

県協議会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名

- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 委員 12名以内 (学識経験者を含む)

第7条 (委員の選出)

委員は、第5条に基づき登録したクラブ (以下「登録クラブ」という。) から選出する。

- 2. 前項の他、委員長は学識経験者から若干名の委員を委嘱することができる。

第8条 (委員長の委嘱及び職務)

委員長は、本会副会長及び専務理事の中から本会理事長が指名し、委嘱する。

- 2. 委員長は、県協議会を代表し、業務を統括する。

第9条 (副委員長の委嘱及び職務)

副委員長は、委員の互選により選出し、委員長が委嘱する。

- 2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

第10条 (任期)

役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2. 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
- 3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第11条 (定年制)

委員は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。但し、学識経験者についてはその限りではない。

第12条 (解任)

委員が次の各号の一に該当するときは、委員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第13条 (委員会)

委員会は、第6条に定める役員をもって構成する。

第14条 (権限)

委員会は、次の事項について決議する。

- (1) 委員の解任
- (2) 事業計画、予算、事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で委員長の付議した事項

(3) その他、県協議会の諸規程において決議が必要とされた事項

第15条（開催）

委員会は、毎年1回以上開催する。

第16条（招集）

委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

第17条（出席）

委員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。

2. 構成員が出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は出席したものとみなす。

第18条（決議）

委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

2. 前項の規定にかかわらず、委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。また、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。

3. 決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって賛成決議に代えることができる。

第19条（会計）

県協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定めるところにより処理する。

第20条（事務局）

県協議会の事務は、本会事務局において処理する。

第21条（事務局に関する規程）

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。

第22条（改定）

本規程は、委員会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

2. 登録規程

公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録規程

第1条（総則）

本規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程第5条第2項に基づき、公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。

第2条（目的）

登録は、基本規程第2条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が県協議会に加入することを目的として行うものとする。

第3条（登録申請）

登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、市町村所管課から県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）へ総合型クラブ単位で申請する。

第4条（登録審査）

県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2. 登録審査については、別に定める。

第5条（登録認定）

県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。

2. 登録認定については、別に定める。

第6条（有効期間）

登録の有効期間は、当該年度の11月1日から1年間とする。

第7条（登録更新審査）

登録は、年度ごとにこれを更新する。

2. 登録更新審査については別に定める。

第8条（権利）

登録クラブは、次の権利を有する。

- (1) 全国協議会及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ SC マークの使用に関する規程」に準ずる。

第9条（遵守事項）

登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

第10条（登録料）

県協議会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。

2. 前項に定める登録料は10,000円（全国協議会5,000円、県協議会5,000円）とする。

第11条（処分）

県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

第12条（個人情報の扱い）

本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 登録クラブ個人情報の取扱いについて」に準ずる。

第13条（改定）

本規程は、県協議会委員会の議決により変更することができる。

附則1 本規程は令和4年4月1日から施行する。

3. 登録基準細則

公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録基準細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第3条に基づき、公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

第2条（基本基準）

登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。

第3条（基本基準の適用範囲）

基本基準の適用範囲（運用ルール）は、以下の総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとする。

<必ず満たすべき運用ルール>

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 （世代区分） A) 未就学児 B) 小学生 C) 中学生 D) 高校生（～18歳） E) ～29歳 F) ～39歳 G) ～49歳 H) ～59歳 I) ～69歳 J) 70歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有している。※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、

		当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4
(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村※6の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である）。 ・非営利組織である。※7
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5：規約・会則・定款等を指す。

※6：特別区は市町村に準ずる。

※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

第4条（県協議会独自基準）

登録可能と判断する県独自基準は以下のとおりとする。

- (1) 当該市町村自治体から総合型地域スポーツクラブとしての認知がある団体であること。
- (2) 当該市町村自治体及び沖縄県広域スポーツセンターとの連携を図り、地域におけるスポーツ活動の活性化に寄与している。または寄与する見込みがあること。

第5条（改定）

本細則は、県協議会委員会の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。

4. 登録審査細則

公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録審査細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第4条に基づき、公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

県協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

第3条（登録審査委員会の構成）

登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2. 委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）理事長が委嘱する。

- ①本会役員
- ②県行政担当者
- ③学識経験者

3. 委員長は、本会役員をもって充てる。

第4条（オブザーバー）

登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。

- 2. オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。
- 3. オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。

第5条（委員の任期）

登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。
- 3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第6条（登録審査委員会の招集及び決議）

登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2. 登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。

第7条（登録審査方法）

登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、必要に応じて、県協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③. 規約・会則・定款等

申請書類④. 役員名簿

申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

申請書類⑨. スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

3. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

第8条（登録審査結果の報告）

登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の8月末日までに別に定める様式により県協議会へ提出するものとする。

第9条（改定）

本細則は、県協議会委員会の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

5. 登録認定細則

公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録認定細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第5条に基づき、公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

第2条（登録認定リストの作成）

県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて沖縄県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

第3条（登録認定リストの提出）

県協議会は、前条で作成した登録認定リストを9月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。

第4条（登録料の收受及び認定証の発行）

県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受領した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

2. 県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を12月末日までに全国協議会へ納付する。

第5条（改定）

本細則は、県協議会委員会の議決により変更することができる。

- 附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。

6. 登録更新審査細則

公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録更新審査細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

登録更新審査は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。

第3条（登録更新審査方法）

登録審査委員会は、登録更新審査として、書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。

3. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑤、⑥、⑧は、登録審査委員会の判断で総合型クラブからの提出を省略できるとともに、必要に応じて、県協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③. 規約・会則・定款等

※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

申請書類④. 役員名簿

※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

申請書類⑨. スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

4. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

第4条（登録更新審査結果の報告）

登録審査委員会は、8月末日までに公益財団法人沖縄県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。

第5条（改定）

本細則は、県協議会委員会の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。